

会 議 録

□全部記録 ■要点記録

1 会議名	令和6年度 姫路市自然保護審議会
2 開催日時	令和7年1月21日（火） 9時00分～16時50分
3 開催場所	大津区勘兵衛町、安富町関、船津町、四郷町坂元、的形町の形 及び姫路市役所第3会議室
4 出席者又は欠席者名 （敬称略／50音順） （出席者）上野哲郎、亀山昌慈、古角孝之、小坂雅代、津田稔、圓尾哲也、宗實久義、 山中理央、吉田晴美、渡部美智余 （欠席者）なし （事務局）公園部長 田靡和彦、公園緑地課長 高橋進久、同係長 福本好城、 同主任 谷川大地	
5 傍聴の可否及び傍聴人数	傍聴可、傍聴人0名
6 議題及び結論等 【議題】 （1）保存樹の指定について （2）保護地区の指定について 【結論】 （1）6本の候補樹全てを保存樹に指定することについて可とする。 （2）1箇所の候補地区を植物保護地区（ウバメガシ）に指定することについて不可とする。	
7 会議の全部内容又は進行記録	詳細については別紙参照

1 局長挨拶

2 新委員紹介

吉田委員を紹介

3 議題

(1) 現地視察

① 視察内容

大津区勘兵衛町、安富町関、船津町及び四郷町坂元の保存樹指定候補樹木がある4箇所、的形町的形の植物保護地区候補がある1箇所の視察

② 現地説明概要

今回の審議は、管理者から申し出のあった大津区勘兵衛町、安富町関、船津町及び四郷町坂元の保存樹指定候補樹木がある4箇所、的形町的形の植物保護地区候補の1箇所を姫路市自然保護条例の規定に基づき、保存樹及び保護地区に指定するにふさわしいか否かを審議するもの。

（以降、各視察地において幹周、樹高、エピソード等を資料に基づいて説明）

(2) 会議

① 保存樹の指定について

現地視察及び事務局が準備した資料に基づき、保存樹の指定に関して各委員が意見を出し合い、最終的には委員の多数決にて可否を決し、別紙「令和6年度審議結果一覧表」のとおり決定した。現地視察及び最終審議時に出た主な意見、質問及び多数決の結果は以下のとおり。

(ア) No. 1 エノキ

大津区勘兵衛町 日吉神社

〔委員の主な意見〕

- ・少し細いように感じるが、樹形の広がりや樹高は十分である。
- ・大きく目立ち、地域のシンボリックな木であり、地域に大切に扱われているように感じる。
- ・土壌は良くないかもしれないが、手入れをしてやれば数十年はもつ。
- ・根上りや隣にあるモミノキが気になる。モミノキを剪定し、エノキの生長の妨げにならないようにするものよい。
- ・根上りで地表に出てきている根は、土などで埋めたほうがよいのか。
- ・地表に出てきている根は幹と同じであるため、土に埋めないほうがよい。周辺の土を軟らかくし施肥してやるのがよい。

〔多数決の結果〕

No. 1 エノキ 全員が指定可

(イ) No. 2 ヤマナシ

安富町関

〔委員の主な意見〕

- ・もともと竹林などがあり日光が十分に当たらず、上部のみ枝が伸びている。現在、竹は伐採され、生育しやすい環境になっている。
- ・地元の人は花が咲くのを楽しみにしており、また実が生るとのことで個人的にも楽しみである。
- ・特徴的な木であり生長が楽しみである。宮沢賢治の「やまなし」を思い出す。
- ・地域の人大切にしており、指定されることで地域活性化に役立ててもらえればと思う。
- ・ポツンと1本だけあり美観としてはどうかと思うが、今後の生長に期待したい。すぐ近くに廃自動車があり、このことも景観を損ねている。また、由来などは特にないとのことだが、もう少し調べてみてもよいかもしれない。
- ・獣害を防ぐために、周囲に柵などは必要か。
- ・特に必要はないと思う。ヤマナシの一般的な樹形を考えると、このヤマナシの樹形は異常であるが、ある意味特徴的である。
- ・花や実が生っている姿も見てみたい。宮沢賢治の話が出たが、小学校の授業の一環でこの樹木を使うこともできるかもしれない。

[多数決の結果]

No. 2 ヤマナシ 全員が指定可

(ウ) No. 3-1 イヌマキ No. 3-2 ナナミノキ No. 3-3 タラヨウ

船津町 正八幡神社

No. 3-1 イヌマキについて

[委員の主な意見]

- ・昨年も拝見したが、昨年に比べても樹勢は弱っていない。現在市内で指定されていない樹種であり、今回指定してもよいと考える。
- ・幹の南側に開口部があるが面積は小さく、また周りの樹木に守られているように感じる。
- ・一般的にイヌマキは生長が遅いが、ここまで太くなるのは珍しい。鳥が巣を作ることもあるのか。
- ・鳥の巣はあまり作らないが、木の実などを食べにくることはある。このイヌマキは太さも立派である。
- ・周囲に太い木がたくさんあり目立っていないが、十分な幹周である。

[多数決の結果]

No. 3-1 イヌマキ 全員が指定可

No. 3-2 ナナミノキについて

[委員の主な意見]

- ・ナナミノキが近くに3本あるが、一番奥にあるものが最も立派である。これを見ると他の2本が貧相に見えるくらいである。
- ・樹皮がとてもきれいで感動した。
- ・モチノキの仲間であり葉にも光沢がある。
- ・本来、枝はもっと下であり葉も見やすいことが多いが、この木は大きくなりすぎていて仕方ない。
- ・指定にあたり否定的な要素はないが、昨年もあったように、敷地全体として、森として指定することも検討すべきだと考える。

・どの木も立派で、昔からの地域柄もあり鎮守の森として捉えるのがよいのではないか。

・管理者や所有者に森としての指定を検討してはどうか、と話をすることは可能か。

[事務局]

・可能である。森として指定する場合、一定の土地に10本以上の保存すべき樹木が群生していることが基準となる。今回全て指定された場合、指定樹木が8本となるため残り2本を探るか検討することとなる。

[委員の主な意見]

・いろいろな種類の立派な樹木があり、同一種のみで形成された森ではないためより価値がある。神社の建物だけではなく樹木も大切にされており、湿度などの条件も樹木にとっても生長しやすい環境であると思われる。

[多数決の結果]

No. 3-2 ナナミノキ 全員が指定可

No. 3-3 タラヨウについて

[委員の主な意見]

・葉はハガキに利用できるということで面白い木である。樹勢も健康そうである。敷地全体にいろいろな種類の木があり、樹木の博物館のように感じる。

・周辺の木に負けず、十分に大きく、ぜひ指定してもらいたい。

・十分に大きく立派であるため、例えば葉を使ったイベントを行うなど、啓発につながる利用も考えられる。

・イベントなどで葉や枝を利用することになっても、現状を見てみると、枝も少しくらい抜くほうがむしろよい。

・1本1本が埋もれているのではなく、敷地全体でトータルとしてお互いに支え合っている。

・樹木だけでなく他の生き物と共生しており、生物多様性を感じられる良い場所である。環境政策室などで生物多様性に関する補助制度などはあるか。

[事務局]

・主に脱炭素に関する制度が多いと思う。生物多様性に関する補助制度については確認が必要である。

[多数決の結果]

No. 3-3 タラヨウ 全員が指定可

(エ) No. 4 ハクモクレン

四郷町坂元

・地域のシンボルとなるような場所に位置しているが、周辺の管理状況から大切にされている印象は受けなかった。

・花が咲くときれいで季節も感じられると思うが、周辺をもっと手入れすべきである。

・現在姫路市内でハクモクレンの指定はないとのことだが、珍しい樹木であるのか。

また、やはり周辺の手入れの状況が気になる。管理をしている自治会の方と所有者の意向に差異があるのかもしれない。

・個人的にハクモクレンは好きであるが、ここまで大きいものは見たことがなく珍しいと思う。もし可能であれば、管理者である自治会が土地を購入できればより

よい管理ができるのではないかと思う。

- ・花が咲くとすごく目立つであろうことは一目瞭然である。まだまだ生長すると思われるが、今回指定しないと、土地の売買等生じた場合すぐに切られてしまう恐れがある。
- ・樹種としては特に珍しいものではないが、樹形や枝ぶりは立派で幹も太い。管理をしていけばもっと太くなる。
- ・上部の方を見ると手入れされているように見られる。隣家への影響を避けるためかもしれないが、人の手は入っていること分かる。
- ・現状、樹木としては最適な管理をされているように思う。
- ・東からは見にくいですが、それ以外の方向からはよく目立つ。学校も近く、子どもたちも目にする機会が多いと思われ、良い影響がある。
- ・これは自生しているのか？
- ・自生ではない。
- ・ということは地元の方が思いを持って植えたと思われる。
- ・樹木の周辺に草が生えていたり、十分に手入れがなされていないように思われる。指定することで地元としてしっかり管理をしていってほしい旨を伝えてほしい。

[多数決の結果]

No. 4 ハクモクレン 全員が指定可

② 保護地区の指定について

現地視察及び事務局が準備した資料に基づき、保護地区の指定に関して各委員が意見を出し合い、最終的には委員の多数決にて可否を決し、別紙「令和6年度審議結果一覧表」のとおり決定した。現地視察及び最終審議時に出た主な意見、質問及び多数決の結果は以下のとおり。

(ア) No. 5 植物保護地区（ウバメガシ）候補

的形町的形

[委員の主な意見]

- ・この地域に播磨臨海地域道路が通るとのことだが、それは決定しているのか。周辺住民に周知はなされているのか。

[事務局]

- ・ルート案が発表された段階であり、住民説明会はなされているが、都市計画決定はまだである。

[委員の主な意見]

- ・本審議会では、この地区が保護するに値するかどうかを判断する。
- ・ウバメガシは海岸地方に多く生育しており、本来4～5層に分化する。ウバメガシの有名な所としては神戸市の太山寺があり、ここは非常に立派で見応えがある。
- ・今回の場所は、炭を取るために植えられた林ではなく自生しているが、密集しすぎており林床までの光量も少なく、そのためか3層にしか分化していない。
- ・現地での説明では珍しいとのことだが、珍しい以外に価値はあるのかどうか。
- ・自治会など地元の方々が守っていこうとされているのか分からない。この地区の所有者はどうなっているのか。

[事務局]

- ・複数人の所有者がいる。今回の候補箇所は地区指定の合意がなされている範囲で

ある。現地でウバメガシが生育している箇所の所有者全員から合意を取られているわけではない。

[委員の主な意見]

- ・そのような状態で指定してもよいのかどうか。
- ・山の上部に竹林や畑があるとのことで用途が異なる。畑を維持するためにウバメガシを切る必要も出てくる可能性もある。もしくは竹林に取って代わられる可能性もある。
- ・例えば幅5mの道路を作るには、両側5mを含め15mの幅の自然が変わることになる。いままで光が入らなかった場所に光が入るようになり環境が変わるためである。一方、トンネルに車で入る時などにトンネル入り口の上を見てみると、木が茂っている場合が多い。これはトンネルができたことで人が山に入らなくなり自然が復活しているからである。今回についても、道路ができたとして、一時的には林は弱るかもしれないが、全体にまで影響は出にくいのではないかと考える。
- ・自治会長だけが道路を作ってほしくないということだと思うがどうか。

[事務局]

- ・代表している自治会長だけでなく、他にも生まれ育った場所を守りたいと考えている人はいる。

[委員の主な意見]

- ・今回の保護地区への指定の目的が、今まで審議してきたものとは異なる部分があるように思う。もし道路の計画がなければ、今回のような保護地区への指定の話が上がってきていたかどうか分からない。今までの保存樹や保護地区の審議の内容と意味合いが異なる。
- ・実際に山の中に入ると純林を感じることができるが、山から下りると純林なのかどうか分からない。他の一般の方が下から見てもウバメガシの純林なのか分かるのか不明だし、ここはそんなに大事なのか？という声も出てくると思う。
- ・ここ以外にもウバメガシの樹林はあちこちにあり、ここだけが特別に珍しいというわけではない。
- ・所有者の全員の合意がない中で部分的な指定をするのは時期尚早であり、今後の地元の活動なども含めて検討するべきである。
- ・一般の人がこの山に登って、果たしてウバメガシを楽しめるのか、きれいな林だなと感じられるのか疑問がある。
- ・一定の規模のウバメガシ林としては室津の七曲や相生にもある。また家島諸島にもウバメガシ林の純林があり、こちらは人も入りやすく周りの景色もきれいで、貴重である。実際に入っていった時も気持ちのよいものであった。
- ・この審議会で審議するには難しい課題を抱えていると思う。それを抜きにして純粹に考えた場合、家島など他にも貴重な場所がある状態で、今回すぐに指定してしまうのはどうかと思う。
- ・審議内容を総合すると、今回の審議会で指定を可決することはできない。また翌年度に改めて保護地区への指定の話があったとしても同様の審議内容・結果になることになる。

[多数決の結果]

No. 5 植物保護地区（ウバメガシ） 全員が指定不可

③ その他

[委員の主な意見]

- ・審議会で審議すべきかどうかということや審議すべき項目などを事前に話し合う機会を設ける方がよいのではないか。このような機会を持ったうえで、審議会として委員が現地視察をし、審議をする手順があればよりよい審議会になると思う。
- ・今までも、候補樹などは全て会長などに一度話がなされていたのではないか。
- ・今回のウバメガシ林については、以前の自然探勝会の際に初めて話を聞き、そういうことならということと事前に見させてもらった。
- ・せっかく委員になっているので、もっと関わっていくべきだと考える。事前に審議する機会を設けられるかどうか、事務局に預けてもよいか。

[事務局]

- ・そのような機会・機関が設けられるかどうか検討していきたい。

[委員の主な意見]

- ・せっかく審議会を開くのであれば、この審議会により詳しい情報を提供したうえで審議していきたい。忙しい中とは思いますが、事務局には事前に審議することができるか検討してもらいたい。
- ・今までは、地元から依頼があれば全て審議会に諮っているのか。

[事務局]

- ・幹周や樹高など、指定の基準を十分に満たしたものであればそのまま審議会に諮っているが、基準に少し満たないが価値があるかもしれないものについては事前に相談などを行っている。しかし、管理者・所有者の思いもあることなので、基本的には全て審議会に諮る方向で考えている。
- ・今後、事前に審議する場を設ける場合は、委員のみなさまにはご協力を頂きたい。

[委員の主な意見]

- ・委員それぞれの視点や価値観があるので、委員の方にはより関わってほしい。
- ・太さが太いから、とか、珍しいから、ということだけで指定するのではなく、いろいろな要素をもとに判断していく必要がある。